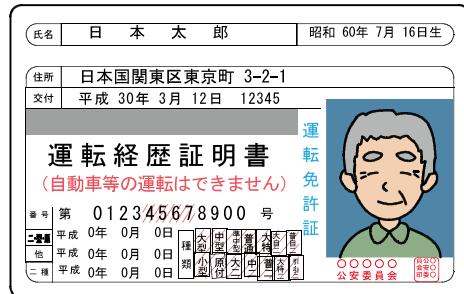


◆◆◆ 運転経歴証明書の申請等手続きについて ◆◆◆

運 転 経 歴 証 明 書 と は

○ 運転経歴証明書は

- ◆ 運転免許を申請による取消し（自主返納）した日又は、免許が失効した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴を証明するものです。
- ◆ 運転免許証と同一サイズのカード型の証明書で、銀行・官公庁等で本人確認書類として使うことができます。
- ◆ 平成24年4月1日以降に交付された運転経歴証明書には有効期限はありません。
- ◆ 運転経歴証明書で自動車等を運転することはできません。



運 転 経 歴 証 明 書 を 申 請 で き る 方

○ 申請の条件

- ◆ 申請は本人のみ
- ◆ 群馬県内に住民登録のある方
免許証記載の住所や氏名が現在の住民票記載のものと異なるときは、本籍の記載された住民票の写し、マイナンバーカード等が必要です。
詳しくは、「運転経歴証明書の記載事項変更届出の手続き」をご覧ください。
- ◆ 運転免許を申請による取消し（自主返納）した日から5年以内の方
又は、
◆ 失効した日から5年以内の方
- ◆ 免許証が失効した時点で、事故や違反等による行政処分や初心運転者講習対象になっている等、手続き出来ない場合があります。
- ◆ 申請による取消し（自主返納）又は失効後、新たな運転免許証を受けていない方
- ◆ 平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証明書をお持ちの方は、現在交付を受けている運転経歴証明書を持参した場合に限り、新しい運転経歴証明書の交付（再交付）を申請することができます。
詳しくは、運転経歴証明書の再交付についてをご覧ください。

運転経歴証明の申請窓口・必要書類

○ 申請窓口

◆ 総合交通センター16番窓口

- ・交付まで約1時間です。

◆ 各地区の窓口

- ・交付まで約20日かかります。

後日受取にお越し頂くか、郵送(有料)でのお渡しもできます。

- ・下記、いずれかの窓口へお越しください。

○ 警察署交通課…高崎北・藤岡・富岡・大泉・館林・渋川・吾妻・長野原

○ 分庁舎………大胡・下仁田・松井田・境・大間々

○ 交通安全協会…前橋東・高崎・伊勢崎・安中・太田・桐生・沼田

◆ 受付時間

月曜日～金曜日（休日を除く） 8：30～11：00

13：00～16：00

※ 分庁舎は、窓口の開設日や受付時間が異なります。

詳しくは、「運転免許証の各種申請窓口一覧表」をご確認下さい。

◆ 必要書類等

① 運転免許の申請による取消し（自主返納）と同時に申請するとき

- ・運転免許証
- ・申請手数料（1,100円）

② ①以外のとき

- ・申請による運転免許の取消通知書（以前に自主返納した方）
- ・運転免許証（運転免許証を失効した方）
- ・本人確認書類いずれか1つ
　住民票の写し
　健康保険証
　年金手帳
　パスポート（旅券）
　マイナンバーカード

- ・申請書に添付する写真1枚

縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの

無帽、正面、上三分身、無背景

総合交通センター内の自動撮影機を利用する場合は、900円かかります。

- ・申請手数料（1,100円）

※ 確認書類は、有効期限の切れているものは受付できません。

※ コピー（複写）・複製したものでは受付できません。

運転経歴証明書の記載事項変更届出の手続き

○ 運転経歴証明書の住所、氏名、生年月日等を変更するとき

氏名または住所等に変更が生じたときは、速やかに記載事項変更の届出を行ってください。

※ 本籍は、運転経歴証明書に記載されていないため、届出は不要です。

※ 平成24年3月31日以前に交付を受けた運転経歴証明書は、記載事項の変更はできません。引き続き身分証明書として使用する場合は、再交付手続きをして新しい運転経歴証明書の交付を受けてください。

◆ 受付場所

- ・ 総合交通センター1階16番窓口
- ・ 警察署交通課…高崎北・藤岡・富岡・大泉・館林・渋川・吾妻・長野原
- ・ 分庁舎………大胡・下仁田・松井田・境・大間々
- ・ 交通安全協会…前橋東・高崎・伊勢崎・安中・太田・桐生・沼田

◆ 受付時間

月曜日～金曜日（休日を除く） 8：30～11：00
13：00～16：00

※ 分庁舎は、窓口の開設日や受付時間が異なります。

詳しくは、「運転免許証の各種申請窓口一覧表」をご確認下さい。

◆ 必要書類等

- ・ 運転経歴証明書
- ・ 代理による申請の場合には、委任状と代理人の身分証明書が必要です。
- ・ 確認書類（下記いずれか1つ）

住所を変更するとき（いずれか1つ）

- ・住民票の写し
- ・市町村発行の国民健康保険証
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード
- ・身体障害者手帳
- ・その他官公庁が発行した郵便物等

氏名を変更するとき

- ・本籍記載の住民票の写し
- ・マイナンバーカード

生年月日を変更するとき

- ・本籍記載の住民票の写し

※ 確認書類は、有効期限の切れているものは受付できません。

※ コピー（複写）・複製したものでは受付できません。

運転経歴証明書の再交付手続き

○ 再交付の要件

- ① 紛失又は滅失
- ② 汚損又は破損
- ③ 記載事項の変更
- ④ 写真の変更

⑤ 平成24年3月31日以前に交付された旧運転経歴証明書をお持ちの方の新しい運転経歴証明書への切り替え

※ 運転経歴証明書を紛失（盜難）された方は、最寄りの警察署、交番、駐在所に遺失届（盜難届）を出してください。

○ 申請者

申請は本人のみ。代理人による申請は出来ません。

○ 必要書類等

◆ 現に交付を受けている運転経歴証明書（上記①以外の方）

◆ 本人確認書類（いずれか1つ）

住民票の写し
健康保険証
年金手帳
パスポート（旅券）
マイナンバーカード

※ 確認書類は、有効期限の切れているものは受付できません。

※ コピー（複写）・複製したものでは受付できません。

◆ 申請書に添付する写真1枚

- ・ 縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの
- ・ 無帽、正面、上三分身、無背景
- ・ 総合交通センター内の自動撮影機を利用する場合は、900円かかります。

◆ 再交付申請手数料（1,100円）

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで